

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主：高幡消防組合消防本部

1. 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
4年以上	0.0%
1～3年	100.7%

※ 対象期間：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

2. 説明欄

女性常勤職員の勤続年数は1～3年にあたるため上記の勤続年数別の比較表とする。